

令和7年4月8日

保護者 様

県立巻総合高等学校
校長 小林 麻利子

令和6年度いじめ認知について（ご報告）

陽春の候、保護者の皆様におかれましては、ますますご健勝のこととお喜び申し上げます。

また、日頃より本校の教育活動にご理解ご協力頂き、感謝いたします。

令和6年度、本校では「いじめ」18件と「いじめの疑い」33件を認知しました。

本年度も、見逃し「0」を目指して、組織対応に努めて参りますので、ご理解とご協力をお願いします。

【いじめ防止対策推進法 第2条 定義】

この法律において「いじめ」とは、**児童等**に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある**他の児童等**が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が**心身の苦痛**を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

【新潟県いじめ等の対策に関する条例 第2条 定義】

この条例において「いじめ類似行為」とは、**児童等**に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある**他の児童等**が行う**心理的又は物理的な影響を与える行為**（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性（がいぜんせい）のたかいものをいう。

* 蓋然性（がいぜんせい）とは、「多分そうなるだろう」という可能性の程度のこと。

*裏面に各種相談窓口への案内を載せました。ご確認ください。

新潟県立巻総合高等学校 HP



いじめ防止の取組



新潟県いじめ対策ポータルへのリンク



！ 県立高校いじめ SOS ポスト



いじめ相談窓口